

保護者 各位

粕江市立 学校
校長

出席停止のお知らせ

この度、お子さんがインフルエンザ（インフルエンザ様疾患）／新型コロナウイルス感染症にかかっているとの連絡をいただきました。

つきましては、医師から登校可能との診断が出るまで出席停止となりますので、お知らせします。

出席停止の措置は、お子さんに十分な休養を与え早期に治療されるためと、他の児童・生徒への感染を防ぐためのものであり、休養期間中は欠席日数として数えません。

なお、下記の要件を満たし医療機関で登校可能と診断されましたら、キリトリ線下の「出席停止解除願」を保護者をご記入のうえ、登校初日にご提出ください。（医療機関での証明は不要です。）

元気に登校が再開されることをお待ちしております。

..... キリトリ線

粕江市立 学校長 あて

出席停止解除願

診断名	①インフルエンザ[A型/B型/未判定] / ②新型コロナウイルス感染症			※いずれかに○を記入
受診日	令和 年 月 日	医療機関名		
発症日	令和 年 月 日			
登校可能日	令和 年 月 日から			

発症日(0日目)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
日付	/	/	/	/	/	/	/
解熱または 症状軽快日							

発症日から順に日付を記入のうえ、解熱または症状が軽快した日に○をしてください。

上記感染症のため欠席しましたが、学校保健安全法施行規則に基づき発症日を0日目として5日を経過し、かつ、 $\left(\begin{array}{l} \text{(インフルエンザの場合) 解熱した後2日} \\ \text{(新型コロナウイルス感染症の場合) 症状軽快後1日} \end{array} \right)$ を経過しました。

また、医師に登校可能を確認しましたので、出席停止を解除願います。

_____年 _____組 氏名_____

保護者（記入者）氏名_____

参 考

★インフルエンザの出席停止期間（文部科学省2012年改正：学校保健安全法施行規則）

発症日を0日と数え、5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまでを出席停止とする。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症	発熱	☆解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校可能	
発症	発熱	発熱	☆解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能	
発症	発熱	発熱	発熱	☆解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能

★新型コロナウイルス感染症の出席停止期間（文部科学省2023年改正：学校保健安全法施行規則）

発症日を0日と数え、5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまでを出席停止とする。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	～10日目
発症	有症状	有症状	有症状	☆症状軽快	症状軽快後 1日目	登校可能(マスク着用)		
発症	有症状	有症状	有症状	有症状	☆症状軽快	症状軽快後 1日目	登校可能 (マスクを着用)	

10日目までは、マスクを着用し、重症化リスクのある方との接触は控える。